

第6号議案 令和3年度事業計画並びに収支予算報告の件

(1) 令和3年度事業計画

昨年初頭から新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るい、依然その収束が見通せない中、我が国でも緊急事態宣言が昨年4月、本年1月に発出されるなど、消費や雇用のみならず、生活様式や働き方等、幅広い分野において深刻な影響が生じている。

建設業においても、建設現場において感染症対策を行いつつ、エッセンシャルワーカーとしての事業継続に努めているが、今後、景気の悪化に伴い民間投資の減少が予想されるなど、その影響が長期化・深刻化することが懸念されている。

一方、昨年もまた、令和2年7月豪雨等で多くの人命や貴重な財産が失われたように、近年、気候変動の影響等により大規模な自然災害が頻発している。

このような状況を踏まえ、今年度から政府が新たに取り組む「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、5年間で概ね15兆円程度と、これまでの3か年緊急対策より実施期間や予算規模、事業範囲が大幅に拡充されており、防災・減災、国土強靱化対策の加速化・深化が図られることが期待される。

建設業は、県民が安全・安心に暮らせる社会基盤づくりの主役を担う産業として、大きな期待が寄せられている。特に、地域建設業は、地元の雇用や経済活動を下支えするとともに、災害が発生した際はその最前線で対応にあたる「地域の守り手」として、極めて重要な社会的役割を担っている。

コロナ禍で落ち込んだ景気を回復させ、経済活動を活性化し、持続可能な社会を支えるため、5か年加速対策と併せて、必要な社会資本整備を着実に推進し、建設投資による内需の振興と雇用の拡大を図ることが不可欠である。

このような中で、一般社団法人秋田県建設業協会は、今年度5か年加速化対策を含む公共事業の円滑な施工への取り組みの強化、働き方改革の推進や経営基盤の安定など、克服すべき課題の解決に向け積極的に取り組む必要がある。

このため、以下のとおり令和3年度の実業計画を策定し、地域建設業の発展のため、県内8地域建設業協会との強い連携の下、事業活動を展開することとする。

1. 公共事業の安定的・持続的な予算確保とその円滑な施工

- (1) 公共事業の円滑な施工
- (2) 公共事業予算の安定的・持続的な確保
- (3) 国土強靱化の推進
- (4) 関係機関等への提言・要望活動の推進

建設業の健全な発展に資する事業（建設振興事業）

2. 働き方改革の推進による職場環境の整備

- (1) 地域建設業の働き方改革の着実な進展に向けた取組
- (2) 将来の担い手確保・育成に向けた取組
- (3) 労働災害防止対策の推進
- (4) 建設労働者の福祉向上への取組

建設業の健全な発展に資する事業（建設振興事業、担い手確保育成支援事業）

労働者確保育成事業

厚生事業（建退共事業、建設共済事業）

共同施設運営事業（玉川保養所事業）

3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

- (1) 新・担い手3法など法改正への対応
- (2) 建設生産システムの高度化に向けた対応
- (3) 構成会員企業の経営改善に資する諸施策の強化
(新型コロナウイルス感染症対策を含む)

建設業の健全な発展に資する事業（建設振興事業、講習会事業、

担い手確保育成支援事業、経理事務士事業）

共益事業（ASP事業）

4. 建設業における社会的責任への取組

- (1) 災害対応に係る体制の整備
- (2) 建設業の社会的責任の推進とコンプライアンスの更なる徹底
- (3) 建設業における社会貢献活動の推進

建設業の健全な発展に資する事業（建設振興事業、防災・安全対策事業）

5. 戦略的広報の展開

- (1) 積極的な広報活動の推進
- (2) 広報体制の充実・強化

建設業の健全な発展に資する事業（建設振興事業）

6. その他事業・会議等の開催

(1) 事業

- ①建設関係功労者表彰
- ②各種報告書、出版物等の刊行
- ③その他

(2) 会議

- ①定時総会（1回）
- ②会長会議（随時）
- ③理事会（4回）
- ④監査会（1回）
- ⑤協議員会（4回）
- ⑥常置委員会等（各3回）
- ⑦事務局長会議（4回）
- ⑧事務担当者会議（1回）
- ⑨関係機関、諸団体との意見交換、情報交換（随時）

以上